

第1章

計画の改定にあたって

1. 豊島区の概況

2. 近年の地域福祉を取り巻く動向

3. フォーラム 福祉はまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

現行計画（平成27年3月）の策定から3年が経過し、計画改定の時期を迎えました。

今回の計画改定にあたり、これまでの到達点を確認するため、現行計画の実施状況（資料編「2、これまでの計画実施状況」参照）を取りまとめるとともに「地域共生型の社会づくり」などの状況の変化や豊島区の概況、近年の地域福祉を取り巻く動向についても再確認を行いました。

1. 豊島区の概況

豊島区は、豊かな歴史と教育資源をもつ文化の薫り高いまちです。

現在の豊島区は、昭和7年に東京市域の拡張に伴って、北豊島郡に属する巣鴨・西巣鴨・高田・長崎の4町の区域が合併し、誕生しました。

池袋が経済・文化の中心地として副都心と呼ばれるようになったきっかけは、明治時代の鉄道の開業で、現在、8路線が乗り入れる池袋駅周辺は、大規模店舗が集積し、利便性に富む都市として連日多くの人々が訪れています。近年では、観光だけではなく、区内に在留する外国人の方々も増えており、多様性にも富んだ地域となっています。これは、豊島区が内外に多くの人を引き付ける個性と伝統に満ちた魅力あるまちであるからにほかなりません。

また、高密都市でありながらも、区内のいたるところに奥深い歴史とみどりや文化資源があります。巣鴨の地蔵通り、雑司が谷の鬼子母神、そして「ソメイヨシノ」桜発祥の地や、昭和のはじめから戦前にかけて多彩な芸術家誕生の舞台となったアトリエ村と戦後のトキワ荘、近年では、演劇の拠点となる東京芸術劇場、あうるすぽっと、さらには7つの大学など、教育資源にも恵まれ、文化と伝統が融合したまちとなっています。

そして郷土愛の強さと隣人を思いやる心優しい人々の住む魅力的なまちである豊島区を、今後とも維持、発展させていくことが不可欠です。そのためには、誰もが住みやすい地域福祉を推進する「優しさと強さが響きあう福祉のまち」づくりが求められています。

統計に見る豊島区の現況

① 総人口の推移

昭和30年代以降、減少が続いていた豊島区の総人口は、平成9年以降増加に転じており、平成30年1月現在で約28万7千人となっています。この20年間で、約4万人が増加したことになります。今後も、総人口は緩やかに増加が続くことが見込まれています。

また、人口密度は1ヘクタールあたり220.7人で、日本一の高密都市となっています。

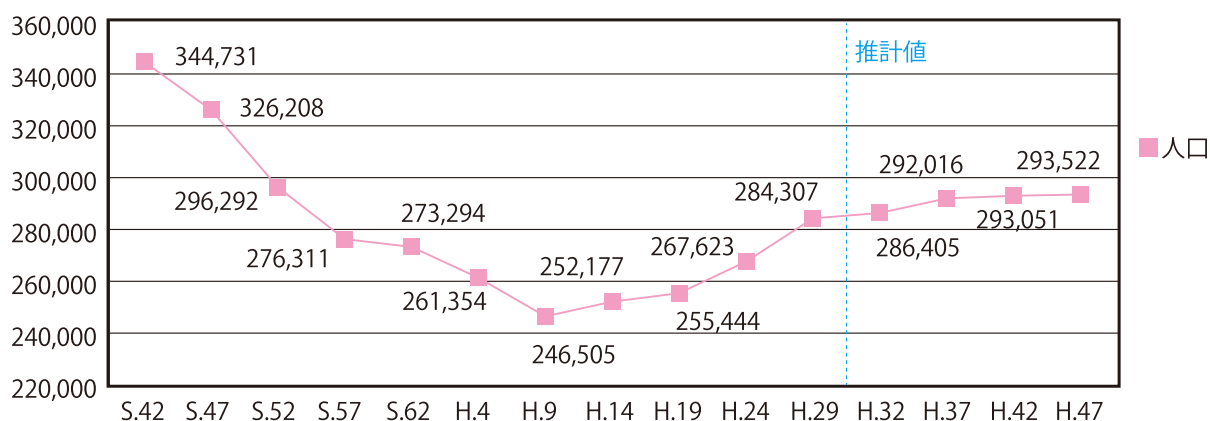
出典：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

※住民基本台帳の改正（平成24年7月）により、平成25年から住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。

平成24年までは住民基本台帳＋外国人登録の総数。

推計値は「豊島区人口ビジョン」（平成28年3月）の目指すべき将来人口パターンBによる。

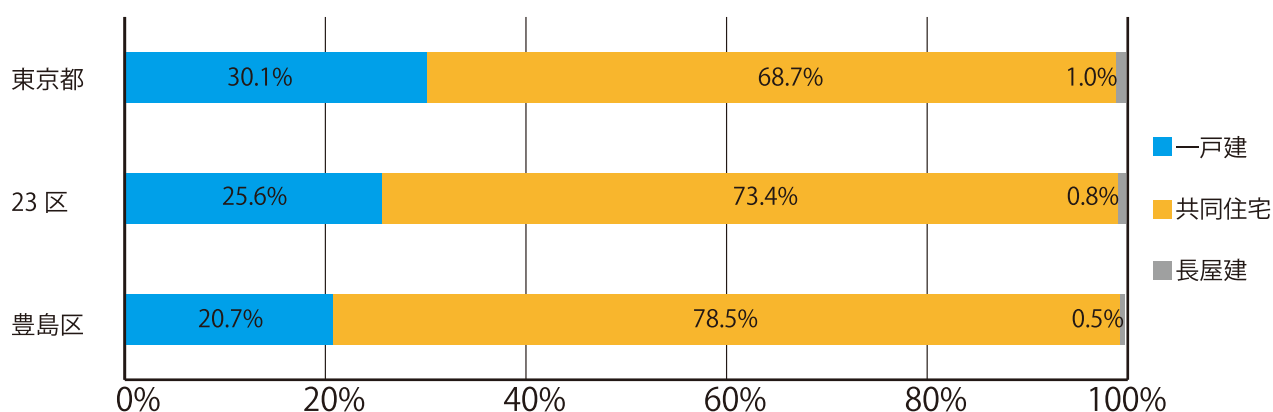
単位：人



② 住まいの状況

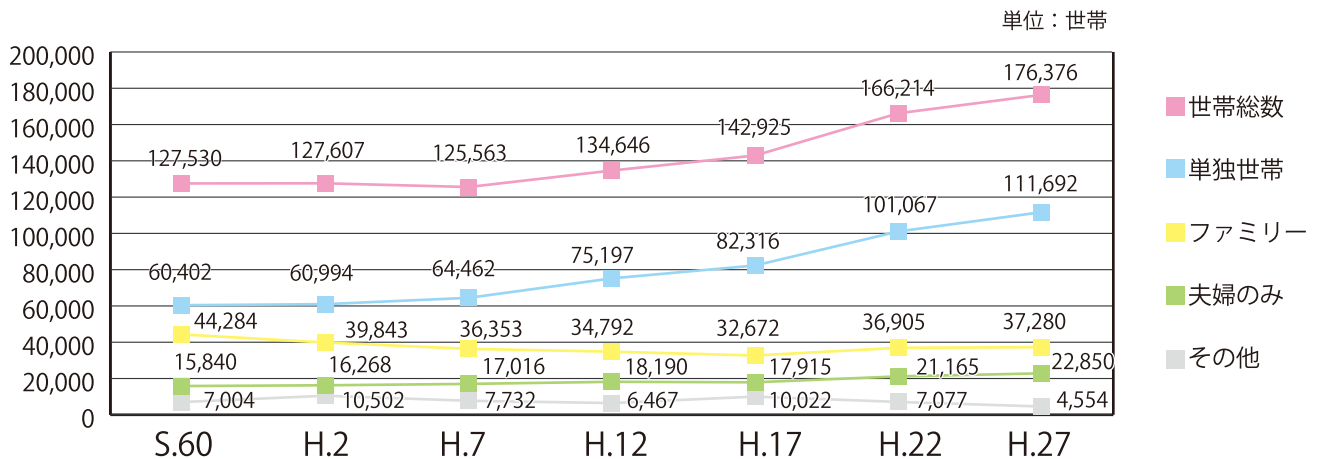
豊島区では、共同住宅（マンション、アパート等）に居住する世帯の割合が約8割となっており、東京都、23区平均に比べて高い割合となっています。

出典：総務省統計局「国勢調査」（平成27年10月1日）



3 世帯数の推移

全世帯に占める単独世帯の割合は6割を超えており、世帯の単身化が進んでいます。単独世帯の増加が全体数を押し上げる形で、この10年間に約3万3千世帯増加しています。

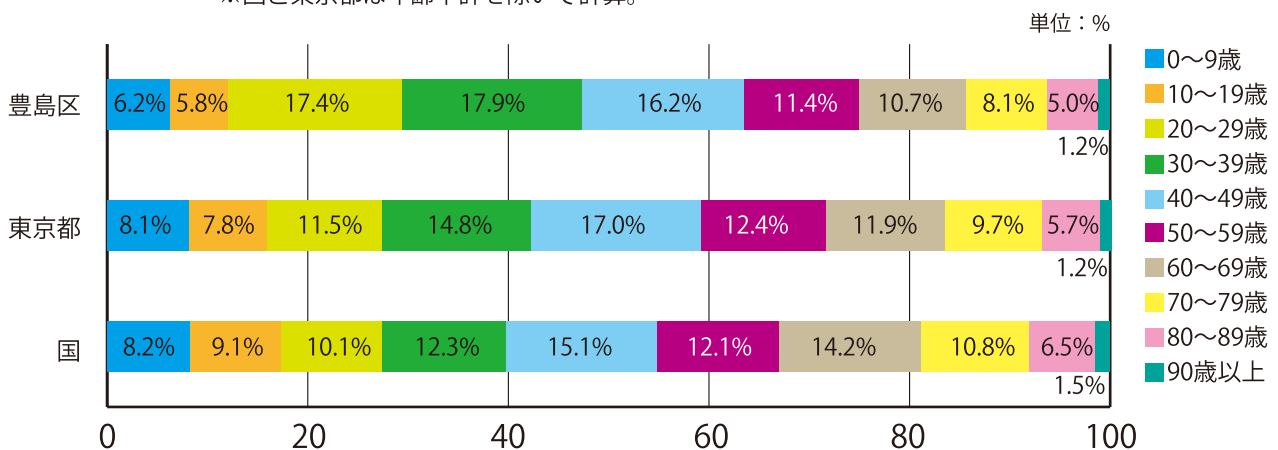


出典：総務省統計局「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

4 世代別人口の状況

豊島区の世代別人口構成比は、国や東京都と比べ、20歳代～30歳代の占める割合が非常に高くなっています。ただし、同年齢層で転入・転出が多くなっており、要因としては、進学・卒業に伴う移動や、結婚・出産に伴う移動が考えられます。

出典：国—総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成 29 年 1 月 1 日現在）
 東京都—東京都総務局「住民基本台帳に基づく東京都の世帯と人口」（平成 29 年 1 月 1 日現在）
 豊島区—としまの統計「住民基本台帳による年齢別男女別人口」（平成 29 年 1 月 1 日現在）
 ※国と東京都は年齢不詳を除いて計算。



5 年齢構成別人口の推移

65歳以上の老年人口の占める割合（高齢化率）は、平成30年には20.1%となり、前年に比べ0.1%減少しました。ただし、老年人口数は毎年増加しています。

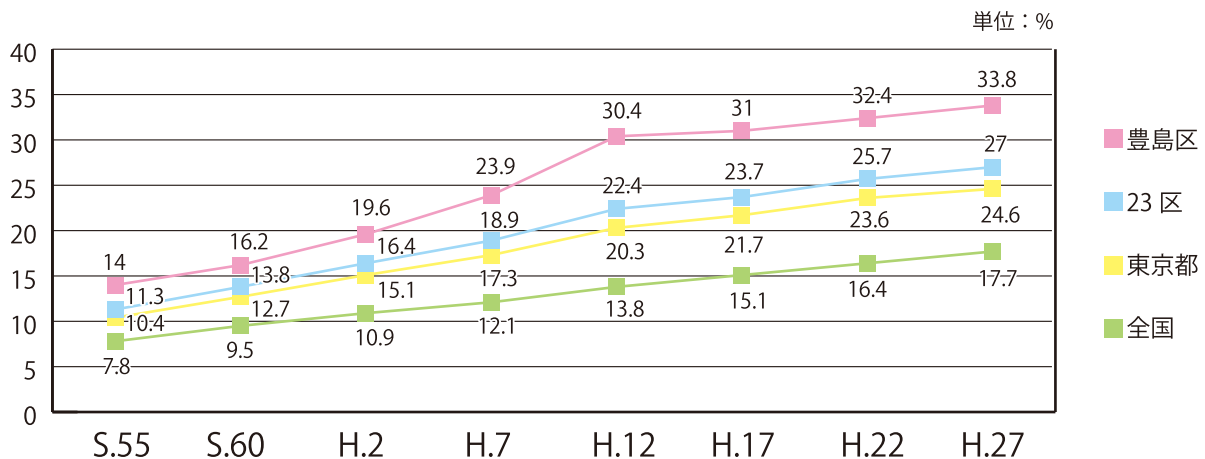
※各年1月1日現在 単位：人

年	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30
総人口	268,959	271,643	275,507	280,639	284,307	287,111
年少人口 (0～14歳)	22,905 (8.5%)	23,382 (8.6%)	23,873 (8.7%)	24,294 (8.7%)	24,855 (8.7%)	25,229 (8.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	192,653 (71.6%)	193,565 (71.3%)	195,420 (70.9%)	199,183 (71.0%)	201,988 (71.0%)	204,284 (71.2%)
老年人口 (65歳以上)	53,401 (19.9%)	54,696 (20.1%)	56,214 (20.4%)	57,162 (20.4%)	57,464 (20.2%)	57,598 (20.1%)

出典：としまの統計「豊島区の人口と世帯」（平成30年1月1日現在）

6 一人暮らし高齢者割合の推移

一人暮らしの高齢者数は、昭和55年当時は3,941人（14%）でしたが、平成27年には、19,403人（33.8%）となり、増加傾向にあります。また、国・東京都のいずれと比較しても高い割合となっています。

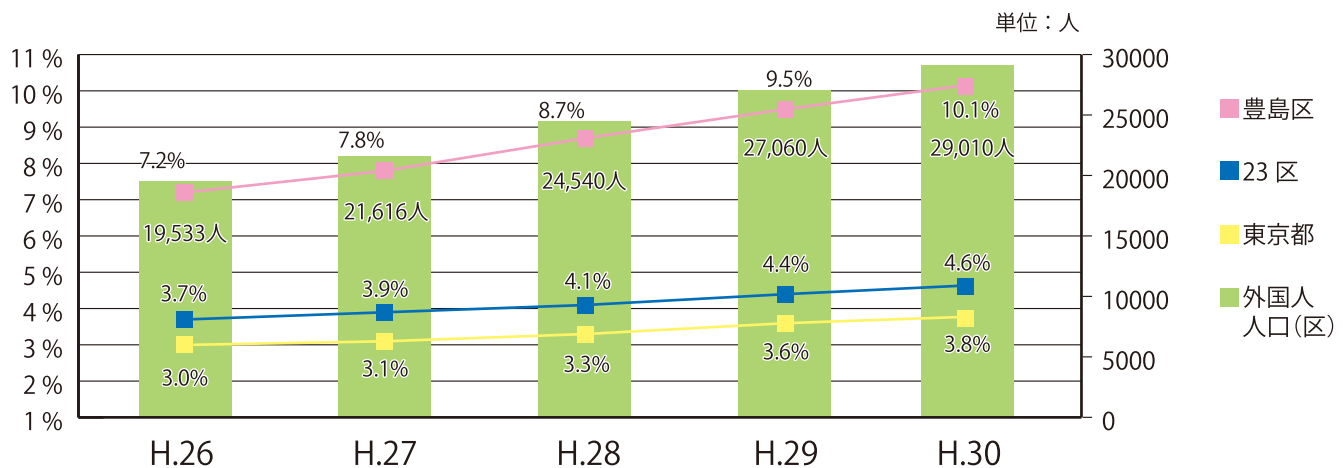


出典：総務省統計局「国勢調査」（各年10月1日現在）

7 外国人人口の推移

豊島区の外国人人口は増加傾向にあり、平成30年1月1日現在29,010人となっています。外国人人口の割合は、東京都3.8%、23区4.6%に対して、豊島区は10.1%で、東京都などより2倍以上も高い割合となっています。

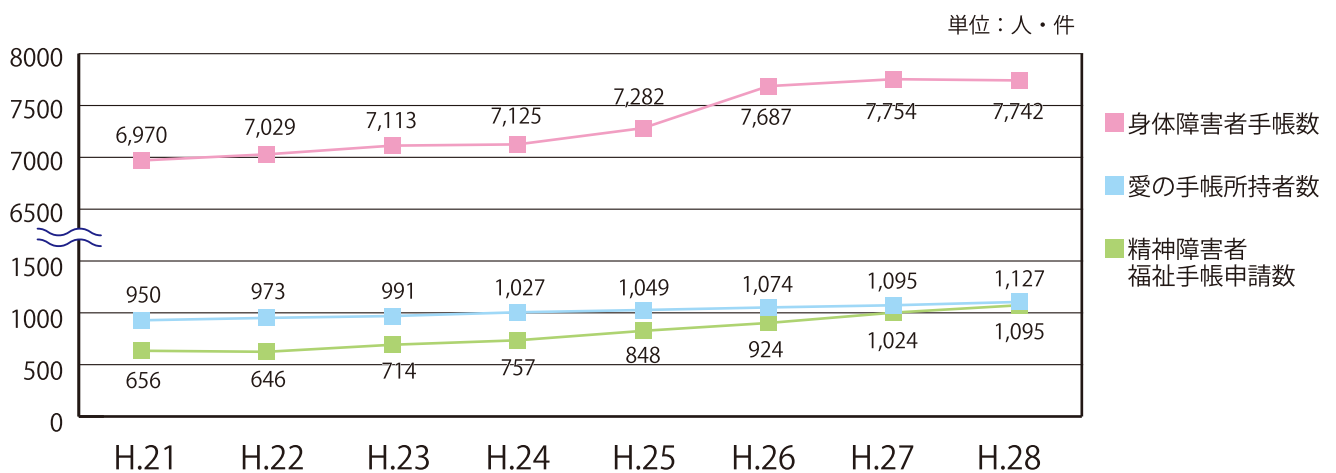
また、外国人の主な国籍は中国(12,469人)が最も多く、次いでベトナム(3,443人)、ネパール(3,383人)、韓国(2,439人)、ミャンマー(2,121人)が続いています。



出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」「外国人人口」（いずれも各年1月1日現在）

8 障がい者数の推移

豊島区の身体障害者手帳所持者数、愛の手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳申請件数は、いずれも増加傾向にあります。特に、精神障害者保健福祉手帳申請件数の増加が顕著となっています。



出典：豊島区の社会福祉（各年度末現在）

コラム

留学生によるボランティア活動

豊島区内では、外国人による地域活動も行われています。
早稲田文理専門学校の留学生の取組みをご紹介します。

取組み①：災害時語学支援ボランティア実践訓練

目白警察署との災害時協力協定のもと、災害発生時に学校や避難所等で来日外国人に対する情報伝達や案内をするなどの語学支援ボランティア訓練が行われています。

取組み②：第4地区青少年育成委員会主催「楽しい運動会」

日本に来て、学校やバイト以外で日本人と接する機会がないという声も多く、“運動会”という日本の文化と一緒に楽しみました。参加した区民にとっても外国人との交流を楽しむ機会となりました。



外国にルーツのある方々が抱える課題

豊島区は、人口の約1割が外国人という特徴があり、言語や文化の違いといった障壁から、生活の困難さを抱えている方々がいます。

言語の壁

- ・日本語がわからず授業についていけない
- ・子どもが学校からもらってくる連絡文が読めない
- ・医療情報や子ども手当など、生活上必要な制度の情報が届かない、理解できない
- ・地域の掲示板や回覧板が理解できず、地域の情報がわからない
- ・日本語がわからないので地域の集まりなどへの参加を避ける

ふむふむ、難しい問題じゃのう〜♪

文化の違いによる壁

- ・宗教の理解（一日数回の礼拝など）がされない
- ・ゴミ出しの際、分別の必要性や方法が理解できない
- ・生活習慣の違いから、騒音トラブルなどに発展することもある



2. 近年の地域福祉を取り巻く動向

少子高齢化の進行や生活様式の変化、さまざまな格差の拡大などに伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の増加、経済的困窮や低所得の問題など、地域における生活課題は深刻化しています。

このような地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するために、さまざまな施策や取組みが進められています。

①地域共生社会の実現

これまでの福祉施策

かつて日本では、地域の相互扶助や家族の助け合いによって、暮らしを支えていました。こうした相互扶助のつながりの中で、日常の不安や変化に気づき、子育てや介護などで支援が必要な場合も、家族や地域が主にそれを担っていました。高度経済成長を経て、都市化、核家族化、共働きの増加、社会や価値観の変化などにより、家族のもつ助け合いの機能や、地域でのつながりは低下してきました。

このような中、私たちはさまざまな課題に対し、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに整備された公的支援制度を利用してきました。

しかし今日、子どもの貧困や生活困窮者の問題などこれまでの制度では対応が難しい問題が顕在化しています。また、高齢化の進行などにより、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）や、高齢で介護の必要な親と無職独身の子の世帯（いわゆる「8050」）など、複数の分野の課題を抱える家族が増えています。地域で生活する精神疾患、癌、難病患者などへの、医療・福祉・就労などの支援も必要となっており、まさに、制度の狭間を埋めるような、分野ごとの「縦割り」ではない「丸ごと」の対応が求められています。

地域共生社会とは

このような中、平成28年6月に閣議決定された「一億総活躍プラン」のなかで、「地域共生社会」の実現が提起されました。

「地域共生社会」とは、制度、分野という「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画していく社会とされています。

地域には、高齢者、子育て世代、障がい者などさまざまな人たちが暮らしています。地域の誰かが抱える生活上の課題（生活のしづらさ）は、他の住民にとっても決して他人事ではありません。「地域共生社会」の実現には、小中学校区などの小地域で、今後増える退職高齢者の地域での生きがい発見や、多世代の集いや参画などを通して住民が主体的につながり、問題を解決していく体制づくりをすすめ、誰もが主人公となり、地域の一員として安心して暮らせる地域づくりを行うことが求められています。

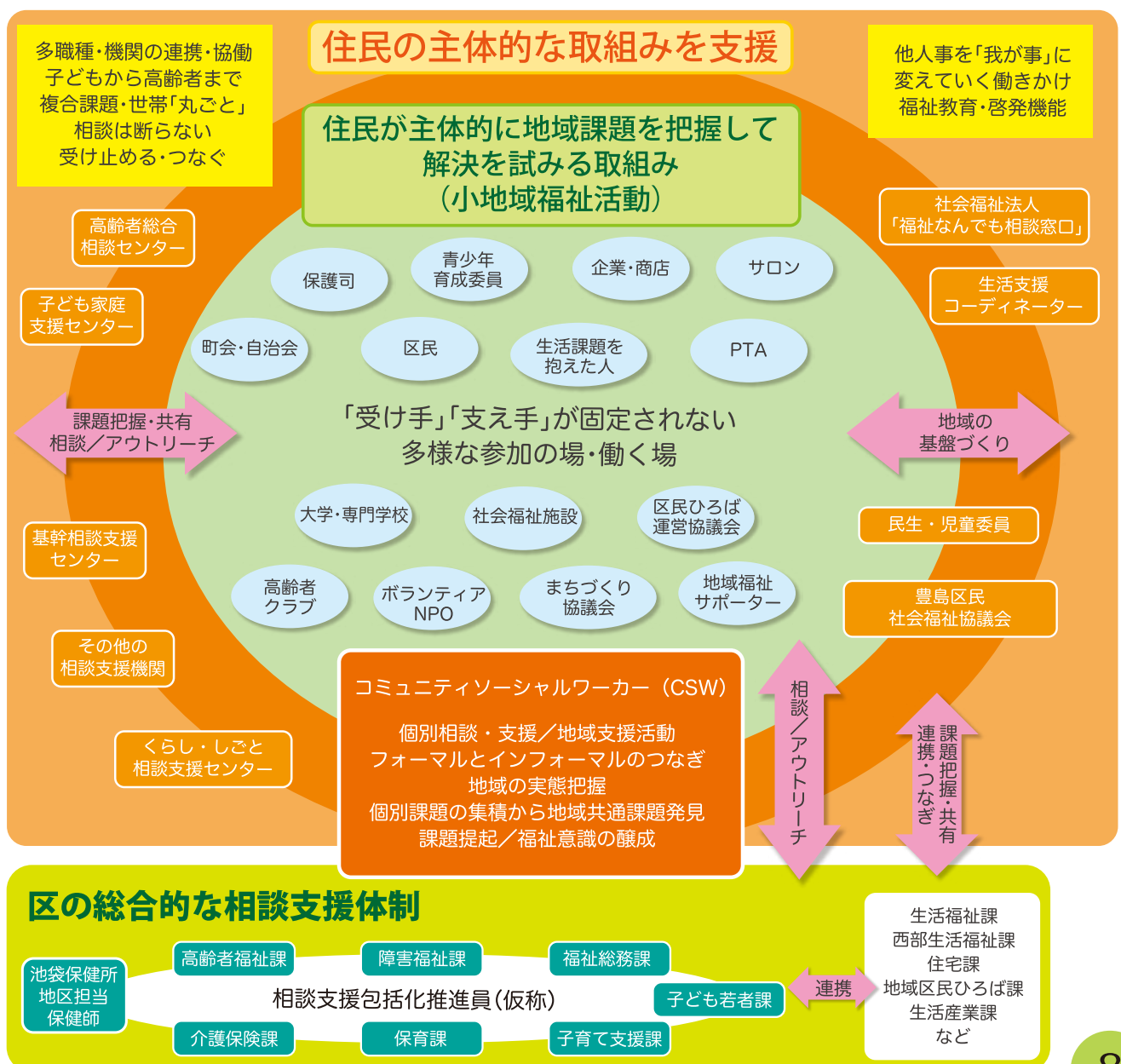
豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて

豊島区においては、「地域共生社会」の理念が示される以前の平成21年度より、豊島区民社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、いわゆる制度の狭間にある人々への相談支援や、関係機関と連携しながら区民主体の地域活動の支援を行うなど、まさに「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進してきました。

また、豊島区民社会福祉協議会においては、平成23年度より、地域住民が主体的に地域課題を考える取り組みとして「区民ミーティング」を実施しており、身近な地域で起きていることを「我が事」として捉える場となっています。

今後は、これまでの活動を充実していくためにも、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をより密に地域に配置し、住民主体の小地域福祉活動の推進や、多職種・多機関が連携・協働するネットワークの強化など、豊島区などとも連携して豊島区版「地域共生社会」の実現を目指していきます。

豊島区版「地域共生社会」イメージ



②地域包括ケアシステムの構築と推進

地域包括ケアシステムは、高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の一体的な提供を目指すものです。

豊島区では、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の充実、在宅医療・介護連携の推進、多職種・多機関の連携による介護予防や認知症対策の推進を図ってきました。

また、豊島区民社会福祉協議会に生活支援コーディネーター（第1層）を配置し、多様な主体が参画する協議体を開催して、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備について協議を行っています。

③障害者差別解消法の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」に基づく国内法制度整備の一環として、平成28年4月より、障害者差別解消法が施行されました。この法律では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が規定されています。

豊島区では、平成28年9月より、「豊島区障害者権利擁護協議会」を設置して、障がい者の差別解消に向けて、相談体制の整備や相談事例の共有、障がい理解のための研修や啓発などについて協議しています。

④生活困窮者への支援

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、経済的困窮や社会的孤立といった複合的な課題を抱える人や家族が、各種支援の「制度の狭間」に陥らないよう、「自立支援プラン」のもと、地域に存在する公私のさまざまなサービス、支援の協働による「包括的な支援」の提供を目指しています。また、個別支援と同時に、自立を目指す生活困窮者を受け入れ、活躍できる場を提供するための「地域づくり」も重視されています。

豊島区では、同法に基づいて、区役所本庁舎内に「くらし・しごと相談支援センター」を開設しており、豊島区民社会福祉協議会は、同センター事業の「自立相談支援事業」などを受託し、多様な相談に対して支援を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などと連携して、地域づくりの視点を持ちながら支援を展開しています。

⑤子どもや子育て家庭への支援

貧困、児童虐待、いじめ、不登校等が社会的な課題となっており、平成28年の児童福祉法の一部改正において、全ての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される等の権利を有することが明確化されました。今後、重層的な「社会的養護」の体制整備が急務とされています。

豊島区では、児童虐待防止ネットワーク（児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」の事業）を設置し、虐待等の不適切な養育についての相談や通告だけでなく、妊娠期の女性や養育困難家庭等も支援の対象としています。

⑥多文化共生への取り組み

東京都では、多様性を都市づくりに活かして、全ての都民が安心して暮らせる社会の実現を目標に掲げ、平成28年2月に「東京都多文化共生推進指針」を策定しました。指針では、外国人と日本人が共に活躍できる環境の整備や、外国人が安心して暮らすために必要なサポートの充実などが示されています。

豊島区においても、在留外国人人口は年々増加しており、区ホームページでは生活情報の多言語提供などを行っています。また、区内ではボランティアによる日本語教室なども行われています。

⑦社会福祉法改正と社会福祉法人による地域貢献

平成29年4月に、社会福祉法の一部が改正され、社会福祉法人は、地域において公益的な取り組みを行うことなどが定められました。社会福祉法人には、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設、保育園など、分野を問わず多様な専門性を有した施設があるため、いわゆる制度の狭間の課題などを、法人同士の連携などにより地域で「丸ごと」受けとめ、解決していくことが期待されています。

区内においては、平成29年4月より、東京都内の他の市区町村に先駆けて、区内26の社会福祉法人（46施設）が共同して、あらゆる社会福祉関係の相談を受け付ける『福祉なんでも相談窓口』事業を開始しています。

⑧コミュニティソーシャルワークの推進

豊島区民社協では、豊島区からの委託により、平成21年度から段階的にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域における新たな支えあいの仕組みづくりを推進するとともに、地域力の向上を図ってきました。平成27年度には、高齢者総合相談センター圏域（8圏域）への配置を完了しました。

そして平成30年度の豊島区予算では、区内12か所へのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を拡大する方針も示されました。

コミュニティソーシャルワーカーの配置を拡大【拡充】 16,004千円

現在、区内8か所の地域区民ひろばにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。今後さらに地域課題にきめ細かく対応するため、CSWを段階的に増員し、区内12か所に配置して本区にふさわしい「地域共生社会」を実現していきます。（平成30年度 豊島区予算プレス資料 より抜粋）

⑨地域区民ひろばの設置

豊島区では、小学校区を基礎単位とした地域の多様な活動の拠点として「地域区民ひろば」の設置を進め、平成27年度には全22地区の整備が完了しました。

地域区民ひろばは、赤ちゃんからお年寄りまで、どなたでも利用できる地域コミュニティの拠点として区民からも高い評価を得ており、「世代間の交流」「高齢者の健康活動支援」「子育て支援」「自主活動支援」の4つの柱にもとづき、事業やイベントを実施しています。また、より身近に、ファミリーも利用しやすい施設となるよう、毎週日曜日の開館も進めています。

⑩セーフコミュニティへの取り組み

豊島区では、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの国際認証を、平成24年11月に、東京のような大都市では世界で初めて取得しました。セーフコミュニティとは、「けが」や「事故」など日常生活の中で健康を阻害する要因を「予防」することで、安全なまちづくりに取り組んでいるコミュニティです。

豊島区では、「地域区民ひろば」をセーフコミュニティ活動の拠点と位置づけ、高齢者の安全などに関する情報提供、自殺予防のためのゲートキーパー講座の実施、子育ての相談機会の提供などを行っています。

平成29年には初めての再認証の審査が行われ、課題解決に向けた様々な取り組みが評価されて、再認証を得ました。

地域共生社会における コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、区内8か所の区民ひろばにおいて、地域における新たな支えあいの仕組みづくりを推進するとともに、子どもから高齢者まで全世代を対象に相談支援を行っています。



3. フォーラム 福祉はまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

国が提唱する「我が事・丸ごと地域共生社会」とは何か、豊島区での推進方法への理解を促し、更なる地域福祉活動の推進を目的としてフォーラムを開催しました。

日 時：平成29年11月13日(月) 13:00～16:00

会 場：南大塚ホール 参加者：225名

第1部 基調講演

「地域共生社会の実現に向けて」

講演 田中 英樹 氏（早稲田大学人間科学学術院 教授）

日本では、地域コミュニティの在り方の変化や福祉ニーズの増大・深刻化も見られ、福祉施策での支援にも限界が生じています。「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現に向けて、地域で暮らす誰もが役割を持ち、自分らしく活躍しながら、互いに支え合えるような地域づくりを目指しています。まち全体が住民にとって様々な可能性の開かれた生活空間として、希望があり、居心地の良い居場所となることが大切です。



第2部 事例発表

「地域福祉サポーターによる自主活動」

前澤 博一 氏（地域福祉サポーター、民生児童委員）

地域福祉サポーターと千川の杜等関係機関が集まり、話し合いを重ね、「らくゆうサロン千川の杜」の立ち上げに至りました。活動を通して更に地域の中でネットワークが広がり、様々な成果も上がっています。福祉のまちづくりを支えるには、ささえ手を増やすこと、場所の確保、資金の確保の重要性を感じています。



「子ども食堂に携わって～ほんちよこ食堂の報告～」

山本 道子 氏（豊島区青少年育成委員会連合会副会長）

池袋本町プレーパークや、ほんちよこ食堂の運営に携わる中で、様々な方々にご協力をいただき地域の温かさを感じています。これからも、「子どもの居場所」として、安心して過ごしてもらえる場所を継続したいです。また、こういった場所が区内にもっと増えると良いな、とも思います。



「社会福祉施設と地域活動」

石山 喜啓 氏（特別養護老人ホーム千川の杜施設長）

施設内で、認知症カフェ「らくゆうサロン千川の杜」を実施しています。地域のニーズや現状を把握するため、地域住民や関係機関の方々と一緒に地域貢献検討会議を開催し、世代間交流活動「「せんかわ」ふるさとひろば」の試みも始まりました。社会福祉施設が本業を超えて地域に貢献する役割と可能性の拡がりを感じています。



第3部 パネル討論

テーマ『共生社会における福祉活動』

コーディネーター：田中 英樹 氏

パネリスト：神山 裕美 氏（大正大学人間学部教授）

寺田 晃弘 氏（豊島区民生児童委員協議会代表会長）

前澤 博一 氏 山本 道子 氏 石山 喜啓 氏



学生の地域活動への参加

サービslラーニングとして、学生が区民ひろば事業などの地域活動に参加しています。地域の方々と接する機会であり、直接お話を聞き学ぶ機会でもあります。

民生児童委員の活動

民生委員の心情の一つに、「隣人愛を持って地域福祉活動を増進する」とあります。現在の活動を継続することが共生社会実現につながると考えています。サロン活動なども展開しているので、地域住民に広く民生委員の活動や考えを知ってもらいたいです。

ネットワーク形成

活動実施団体だけではなく、行政や社協など関係機関も一緒に顔を合わせ、ネットワークを組んでいくことで、各々では解決が難しい事柄への対応も可能になると思います。

活動場所の確保

活動場所の確保は本当に重要な課題だと考えています。豊島区に多数存在すると言われている、空き家の活用なども検討すべきではないでしょうか。

地域の担い手

- 民生児童委員の欠員地区は平等に福祉の情報が入っていかない可能性もあるため、行政と共に後継者を探していますが、なかなかうまくいっていない現状もあります。
- 新たな活動を立ち上げられるような、地域福祉のリーダーになれる方が増えてほしいと思っています。自身の持っている技能や経験を地域で生かせるような仕組み、ネットワークづくりが必要ではないでしょうか。
- 高齢者施設は職員不足という課題があります。職員が足りないので、定員を減らして運営している施設も珍しくない状況です。ボランティアの方にご協力いただき、サービスの質を維持向上させたいと思っています。

参加者のアンケートより（回答者115名）

- ・ 世代間交流や多文化交流などに関心がある。
- ・ 居場所の提供として区民ひろばも協力したい。
- ・ ひきこもりの独居者が少しでも外へ目を向けられるような活動をしていきたい。
- ・ 誰でも気軽に寄れる、動物などと触れ合えるカフェを開きたい。
- ・ 地域福祉サポーター、災害ボランティアを通してのまちづくり。
- ・ 障がい児者も気軽に地域へ参加できるような場所が今後必要ではないか。
- ・ 高齢者食堂をやってみたい。
- ・ 世代間交流やアニマルセラピーをやってみたい。